

受託実習生・研修生受け入れ時の院内医療関連感染予防のための指針 (院内感染防止に係る抗体検査およびワクチン接種について)

社会医療法人同心会 古賀総合病院

はじめに

当院では職員全員の院内感染予防対策（「うつさない」と「もらわない」）の一環として、患者と接触する可能性のある職員全員（委託職員含む）を対象にワクチン接種及び抗体検査の徹底を行っている。

これらの院内感染予防対策は、当院職員のみではなく、年間を通じて受け入れている実習生についても同様に求められる。

当院におけるこれらの対策は、日本環境感染学会医療従事者のためのワクチンガイドライン（第2版）、および日本小児保健協会予防接種・感染症委員会の医療・福祉・保育・教育に関わる実習学生のための予防接種の考え方（第1版）に準じる。

要綱

- 院内感染（医療関連感染）防止のため、以下の①～④の全てを満たした者に当院での実習等を許可する。
 - ① 当院で実習等を行う者はB型肝炎ウイルス、麻疹ウイルス、風疹ウイルス、水痘帯状疱疹ウイルス、流行性耳下腺炎（ムンプス）ウイルスに関して、備考1に定める十分な抗体価を有すること。もし十分な抗体価に達しない項目がある場合は必要回数分のワクチン接種を完了すること。

なお、麻疹ウイルス、風疹ウイルス、水痘帯状疱疹ウイルス、流行性耳下腺炎（ムンプス）ウイルスに関する予防接種を1歳以上で2回実施されたことが母子手帳などの接種記録で確認できた場合は、追加のワクチン接種は必須ではない。この場合、当院の定める「抗体価検査等の結果報告書」の備考欄にその旨記載を行うこと。
 - ② ①に関して備考1に定める十分な抗体価を有すること、あるいは必要回数分のワクチン接種を完了したことなどを証明するために、当院の定める「抗体価検査等の結果報告書」を実習希望者の所属する養成機関または医療機関にて記載し、実習等の2週間以上前に速やかに本院総務課に提出すること。
 - ③ 10月～3月に実習等を行う者は、インフルエンザウイルスのワクチンを接種すること
 - ④ ③に関して、ワクチン接種時に医療機関より渡される「インフルエンザ予防接種証明書（日付、医療機関名、医師名の記載されたもの）の複写を、②と併せて実習等の2週間以上前に本院総務課に提出すること。
2. ワクチン接種禁忌者であればその旨連絡すること。ただし、抗体検査は実施すること。
3. ワクチンの供給、在庫不足などの理由で接種が困難な場合はその旨連絡すること。
4. 要項1.①-④の基準は、患者との接触の有無に関わらない。但し、1週間未満の実習、研

修、見学の場合は要項1の基準を満たすことは不要である。

5. 実習希望者の所属する養成機関・医療機関の責任の下に抗体価の確認、必要回数のワクチン接種を行った事実、母子手帳などの接種記録を確認し、「抗体価検査等の結果報告書」を作成すること。

備考1

1) HBV (B型肝炎ウイルス)

- ・HBs抗体検査で免疫獲得していることが確認されることを必要条件とする。
- ・EIAまたはCLIA、RIA法で抗体価10mIU/mL以上を免疫獲得とする。
- ・HBs抗体検査で免疫獲得できていない者については、実習等の前にB型肝炎ワクチン接種(0、1、6ヶ月の3回接種:1シリーズ)を受け、3回目接種終了から1ヶ月以上経過後、HBs抗体検査にて陽性を確認することを必要条件とする。
- ・1シリーズのワクチン接種を受けた後のHBs抗体検査で免疫獲得できていない者は、その旨連絡すること。
- ・やむを得ず抗体陰性者が実習等をしなければならない場合、少なくとも実習等の前に1回目のワクチン接種を済ませること。

2) 麻疹、風疹、水痘帯状疱疹、流行性耳下腺炎(ムンプス)ウイルス

- ・本院で実習等を行う者は上記4ウイルスについて表1に記載されている、各々の測定法による抗体検査で「抗体価陽性(基準を満たす)」であることを必要条件とする。
- ・「抗体価陰性」である場合は、実習等の前に該当するワクチン接種(27日以上間隔をあけて2回接種)を済ませること(ワクチン接種後は抗体獲得確認のための抗体検査は不要)。
- ・やむを得ず抗体陰性者が実習等をしなければならない場合、少なくとも実習等の前に該当する1回目のワクチン接種を済ませるものとする。
- ・「抗体価陽性(基準を満たさない)」である場合は、実習等の前に該当するワクチン接種1回を済ませること(ワクチン接種後は抗体獲得確認のための抗体検査は不要)。なお、医師が必要と認めた場合は、2種以上のワクチンを同時接種することができる。
- ・要項1-③に記載したように、母子手帳などの接種記録において1歳以上で2回の予防接種記録が確認された場合は追加のワクチン接種は必須ではない。

3) インフルエンザウイルス

- ・毎年、流行期(10月~3月)前にワクチン接種を受けること。

初版：2018年12月5日

表1 抗体価の考え方

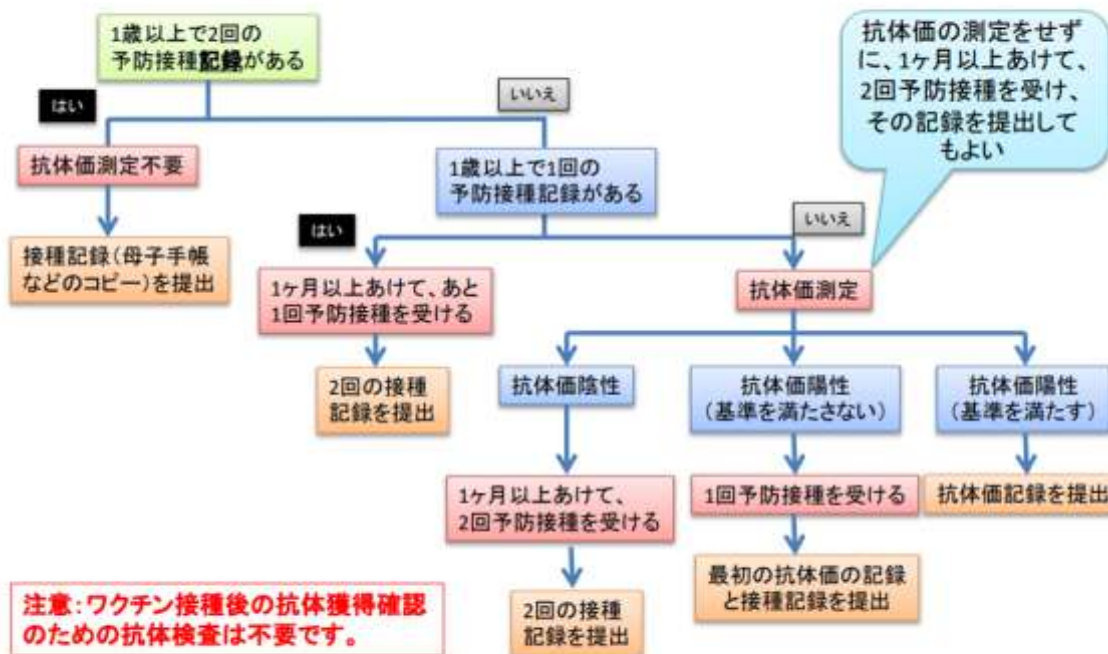
疾患名	抗体価陰性	抗体価陽性 (基準を満たさない)	抗体価陽性 (基準を満たす)
麻疹	EIA法(IgG):陰性 あるいはPA法:<1:16 あるいは中和法:<1:4	EIA法(IgG):(±)~16.0 あるいはPA法:1:16,32,64,128 あるいは中和法:1:4	EIA法(IgG):16.0以上 あるいはPA法:1:256以上 あるいは中和法:1:8以上
風疹	HI法:<1:8 あるいは EIA法(IgG):陰性	HI法:1:8,16 あるいはEIA法(IgG):(±)~8.0	HI法:1:32以上 あるいは EIA法(IgG):8.0以上
水痘	EIA法(IgG):<2.0 あるいはIAHA法:<1:2 あるいは中和法:<1:2	EIA法(IgG):2.0~4.0 あるいはIAHA法:1:2 あるいは中和法:1:2	EIA法(IgG):4.0以上 あるいはIAHA法:1:4以上 あるいは中和法:1:4以上 あるいは水痘抗原皮内テストで陽性(5mm以上)
流行性 耳下腺炎	EIA法(IgG):陰性	EIA法(IgG):(±)	EIA法(IgG):陽性

注意:4疾患とも補体結合反応(CF法)では測定しないこと

麻疹と流行性耳下腺炎は赤血球凝集抑制法(HI)法では測定しないこと

一般財団法人日本環境感染学会 医療従事者のためのワクチンガイドライン第2版参照)

図1 麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎ワクチン接種のフローチャート



一般社団法人日本環境感染学会 医療従事者のためのワクチンガイドライン第2版を元に作成